

令和3年（ワ）第24557号 損害賠償請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

原告第4準備書面

2023年6月6日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 西山 温子 他



代

第1 被告「準備書面（5）」に対する認否・反論

1 「第1 本件状況に係る事実経過の補充」について

(1) 「1 地域課員が聴取した内容」について

(1) は、警察官が原告から事情聴取したことは認め、その余は不知。

(2) は不知。

(3) は認める。

当日の110番の通報内容等の報告書（「相談処理経過の概要」）が作成されているはずであり、当日の訴外男性の言い分を確認するために不可欠であるから、提出されたい。

(2) 「2 生活安全課員が聴取した内容等」について

ア「(1)」について

■■■■部補が午後1時45分頃、本件公園に到着したことは認め、その余は不知。

イ「(2)」について

不知。

訴外男性の申立てたと主張する本件状況が、原告娘にとって、実現不可能であることは、すでに主張の通りである（原告第2準備書面第4の2の(2)・37～39頁）。

なお、被告は、訴外男性の申し立てについて、「原告娘が、滑り台の階段側の手摺り部分を掴んでぶら下がり、前後に体を揺すった」と主張するが、原告娘の身体能力的にも精神的にも不可能であるばかりか、別紙図面（原告第2準備書面の別紙と同一）のとおり、仮に手摺り部分にぶら下がったとしても両足

の大部分は滑り台上の足場から下る階段部分に投げ出される格好になるはずであり、「前後に体を揺らす」には、両足を滑り台上の足場よりも高く上げたままの格好でなければ物理的に不可能であって、そのような姿勢を維持できる腹筋の力と、なおかつ自ら揺れる体を保持し続けるだけの握力と腕力がすべて備わっていなければ運動能力的に不可能である。そのような運動が、わずか3歳の平均的な女兒である原告娘にできるはずはない。

さらに言えば、手摺り部分にぶら下がった状態の目線の位置は、2 m以上の高さになるはずで、その状態で、両足を挙げたまま前後に体を揺らすという行動は、仮に運動能力的に可能であったとしても、余りにも危険であり、当然、その年齢の子どもにとっては計り知れない恐怖心を抱くことは想像に難くない。被告の主張は原告娘の身体能力や滑り台の大きさに照らし、一見して不自然とわかる主張であって、全く現実的でない。

また、被告は、訴外男性の言い分として、原告娘は階段側の反対側、滑り面側から滑り台を登ったと主張していたが、これも不可能であることは、従前の主張のとおりである（同上）。

ウ「(3)」について

不知。

エ「(4)」について

第1段落は、不知。

第2段落は、警察官 (■■■■) 巡查部長であったことは不知。)

から、原告が訴外通訳者に通訳をしてもらいながら事情聴取を受けたこと、及び原告娘が何もしていないのに、訴外男性が滑り台を滑り下りた原告娘を追い掛け、大声で怒鳴ってきた旨、話したことは認め、その余は否認する。

原告は、一貫して、原告が原告娘をずっと見ていた旨説明していた。「I don't know」と言ったのは、原告娘が何もしていないことを認識した上で、それなのに訴外男性がなぜ怒って追いかけてきたのか、その理由が「分からない」という趣旨であって（第2準備書面36頁）、滑り台の上の状況や原告娘が訴外男性の申立てどおりの行動をとったか否かが「分からない」という趣旨ではない（甲11）。当時、 警部補らが、滑り台の上の状況や原告娘が訴外男性の申立てどおりの行動をとったか否かが「分からない」と解釈したとすれば、その場で原告母の通訳していた訴外通訳者が認識したとおり、臨場していた警察官らが原告母の言い分を聞こうとせず、人種差別発言を含む暴言を続け警察官らに対してもすごい剣幕で怒鳴り続けたという訴外男性の言い分のみに基づいて、状況を把握しようとしたからに他ならない（甲11）。また、原告母は、「電話をしていた」とは言っておらず、原告母を通訳した訴外通訳者もこれを否定している（同）。

オ「（5）」について

原告が滑り台での原告娘と訴外子の状況について分からない旨述べたとする点は否認、 警部補の内心は不知、同人が原告娘に話しかけたことは認め、その発言の内容は否認する。

警部補が原告娘に対し、「おめえ日本語喋れねえのか」と言ったことは、原告らと利害関係のない訴外通訳者が聞いている（甲11）。この発言からわかるように、警部補は、原告らへの差別意識を露わにしていた。

2 「第2 本件状況があり得ると認められたこと」について

(1) 「1 本件状況があり得ると認められたこと」について

全て争う。

なお、被告が、「本件状況があり得る」と判断した推論過程は、以下のとおり、全く合理性を欠くものである。

ア 第一段落「この際、警部補らは、訴外男性が滑り台を降りてきた原告娘を追いかけたという事実については、原告と訴外男性の説明は一致していることから、原告と訴外男性との間のトラブルは、原告娘に起因するものであることが推認された」との点について

仮に、「訴外男性が滑り台を降りてきた原告娘を追いかけたという事実については、原告と訴外男性の説明は一致している」としても、「原告と訴外男性との間のトラブルは、原告娘に起因するものである」と推認するのは早計である。

本件で、訴外男性が外国人を敵視する人種差別的言動を繰り返していた状況に鑑みれば、「訴外男性が滑り台を降りてきた原告娘を追いかけた」という両者一致した事実があるとしても、訴外男性が、自ら露わにしている排外的な主義思想から、原告らに対する嫌がらせのために虚偽を述べていた現実的可能性を慎重に考慮すべきであったはずであり、かかる

可能性を全く考慮すらしていない推認過程に合理性はない。

実際、被告「準備書面（５）第２の１」には、訴外男性が人種差別的な言動を繰り返していたことについて、一切言及が無く、訴外男性の言い分が事実かどうか検討するために同人の言動について、一切考慮していないことを認めている。

臨場した警察官らに、訴外男性による人種差別的言動を許されないものとして問題視する意識があれば、訴外男性の言い分をそのとおりに受け取るのではなく、訴外男性から人種差別的言動の標的とされ被害を現に受けている原告らの言い分を親身に聞くことができたはずである。このような対応が全くなされなかったのは、臨場した警察官らに、訴外男性の人種差別的言動を問題視する意識が皆無であったことを示すものである。それどころか、差別的なアンコンシャス・バイアスに基づき、訴外男性の言い分に迎合し、外国人である原告母娘に原因があるとの誤った状況把握をしていたと考えられる。

イ 第二段落「特段不自然な点はない」との部分について

仮に、言い分が具体的であることと、その言い分が自然か不自然かは別問題であり、原告娘に現場で再現をさせることもなく「特段不自然な点はない」と判断するのは早計である。

実際、訴外男性の言い分による、原告娘の行動は、前述のとおり、物理的にも、身体能力的にも心理的にも不可能であったのであり、原告娘に滑り面から登らせてみたり、滑り台の上に立たせてみるだけで、訴外男性の言い分が不自然であると判断できたはずである。

ウ 第二段落「訴外男性と離れた場所にいた訴外男性の妻の説明内容とも整合すること」との部分について

訴外男性と行動を共にしている訴外男性の妻が、訴外男性側に立って発言することは容易に想定される態度である。したがって、訴外男性の妻が訴外男性と同一の説明をしたとしても、訴外男性の言い分を補強するものではない。

エ 第二段落「原告娘及び訴外子の体格、滑り台の構造から…(中略)…あり得ると考えら」との部分について

「原告娘及び訴外子の体格、滑り台の構造」から、訴外男性の言い分による状況が「あり得る」との判断は、合理性が欠ける。

原告娘に、実際に滑り面を登らせてみたり、滑り台の上に立たせてみるなどすれば、訴外男性の言い分どおりの事が起きようもないことは明らかになったはずであり、かかる再現すらしないで「あり得る」と判断したこと自体、合理性に欠けるものであるが、仮に、そのような再現をしなくとも、そのような運動が、わずか3歳の女兒にできるはずはなく、全く現実的でない1の(2)で前述のとおりである。

それにもかかわらず、臨場した警察官らが「あり得る」との判断に至ったのは、重ねて述べるとおり、訴外男性の言い分に迎合し、外国人である原告母娘に原因があると「バイアス」に基づいて、状況把握をしたからといわざるを得ない。

エ 第二段落「他に訴外男性の説明を否定する目撃情報等もなかったことから」の部分について

被告は、妻の「他に訴外男性の説明を否定する目撃情報等

もなかったこと」を、「本件状況が推認され」る事情の一つに挙げているが不合理である。

当時、警察官らは、妻の他に、訴外男性の説明を否定する目撃情報だけでなく、肯定するものも含めて一切の第三者の目撃情報を取得できていなかったと考えられる。

そうであるならば、目撃情報の有無それ自体は、訴外男性の説明を否定する事情はもちろん、肯定する事情にもなりえないはずであり、否定する目撃情報が無いことだけに着目して、「本件状況が推認」される事情として挙げられるべきではない。

警察官らが、肯定する目撃情報も否定する目撃情報もいずれも存在しないにもかかわらず、否定する目撃情報が無いことだけに着目したのは、繰り返し述べるとおり、差別的なアンコンシャス・バイアスに基づき、当初より訴外男性の言い分に迎合し、外国人である原告母娘に原因があるとの誤った状況把握をしていたためであると考えられる。

オ 第二段落「本件状況が推認されたものの、断定に至らず」の部分について

被告は、上記のとおり合理性のない推論過程を経た上で、「本件状況が推認されたものの、断定に至らず、事実を明らかにするため」に警察署に連れて行く理由があった旨主張する。

しかしながら、繰り返し述べるとおり、滑り台が目の前にあり、通訳を申し出ている者がいる状況で、訴外男性が主張している滑り台上で起こったことの実事確認のために、わざ

わざ、その場を離れる合理的理由は皆無である。

原告らは、本件公園において、訴外男性の言い分を一貫して否定しているのであり、「事実を明らか」にするのであれば、本件公園の滑り台に連れて行ってその場で再現等をさせるべきであったことは明らかである。そのようにしなかったのは、一貫して否定している原告らの自由を奪い、身体的精神的な圧迫下で事情聴取を継続することにより、供述を引き出して都合良く「事実を明らか」にしようと考えたとしか説明がつかず、全く不合理である。

そのような身体的精神的な圧迫下での取り調べにより、捜査機関のストーリーに従った虚偽自白が作られる危険性は刑事事件において繰り返し指摘されているが、とりわけ、外国人や子ども、精神疾患を抱える者などの場合、かかる危険性は特に高い。

本件についても、警察官らが、本件状況があり得ると「推認」して、そのことを「断定」するために、供述弱者と言える日本語を解さない外国人である原告母と3歳の原告娘を警察署に連れて行ったと考えられる。その真の目的は、「推認」の真実性を中立的客観的に検証するものとはおよそ考えがたく、その「推論」どおりの事実を押し付け、認めさせようとしたものとするのが自然である。

カ 第二段落「多数の耳目がある本件公園ではなく」の部分について

そもそも、原告らは、警察署に連れて行かれるまで、滑り台で再現等をさせることもないまま1時間30分もの長時間

に亘って本件公園に留め置かれているのであって「多数の耳目がある」などと、ことさらに原告らの配慮を理由に挙げることは、全く矛盾している。

仮に、原告らの不利益に配慮するのであれば、昼食も食べておらず、人種差別的言動に晒されて身体的精神的に疲弊しきっている原告らを、その日のそのタイミングで警察署に連れて行くべきではなかった。後日、人の少ない時間帯に本件公園に呼んで再現等をさせるなど、他にも方法はあったはずである。

それにもかかわらず、上記才記載のとおり、「事実を明らか」にするために、一貫して事実を否定している供述弱者である原告らを、身体的精神的苦痛が継続することに全く配慮することなく、警察署に連れて行った判断は全く合理的とは言えない。

キ 訴外男性の人種差別的言動について

被告の主張によれば、臨場した警察官らは、訴外男性の申し立てる事実があったか否かを考えるにあたり、訴外男性の人種差別的言動について全く考慮した形跡がなく、それ自体問題であることは既に述べたとおりである。

訴外男性が排外的な主義思想を有する者であることは明らかであるが、同人の言動には、人種差別的言動のみならず、「年収は3000万以下は人ではない」、「老害」、「写真を撮れ」、「(twitterに)晒す」などと、不穏当な言動を繰り返していたのであって(甲11)、その人物が申し立てる事実関係が「あり得る」と考え、疑問を持たなかったことは全く不可

解である。

ク 訴外男性のその後の説明の変遷について

加えて、訴外男性はその後、当日、本件公園の滑り台に起きたことについて、Twitter 上で、「B（*原告娘）がずる込みをし私の子が後ろにいる状態になりました。B が階段を登りきり滑るのかと思いきや 1 番上の階段で立ち止まりアーチ型になっているところにぶらさがり後ろに私の子がいるのを確認してから」（甲 2 3）、「両足で私の子の胸あたりを蹴りました。少し勢いがあった為後ろに倒れるようにバランスを崩し落ちかけました。」（甲 2 3）と、被告が主張する本件状況とは明らかに異なる説明をしている（具体的には、訴外男性は、原告娘が訴外子を蹴る前の状況について、「B がずる込みをし私の子が後ろにいる状態になりました。B が階段を登りきり滑るのかと思いきや」と、被告の主張の「滑り台側から登り」とは異なる説明をし、また、原告娘が訴外子を蹴った状況についても、「両足で私の子の胸のあたりを蹴り」と、被告主張の「左右いずれかの足が…訴外子の胸付近にあたった」と、異なる説明をしている。）。

2021年6月1日当日の訴外男性の説明に、変遷がなかったかどうかは不明であるものの、その後の訴外男性の説明が上記のとおり大きく変わっていることからすると、当日の説明にも、一貫性を欠くなどの疑念を差し挟む余地があった可能性は十分にある。

- (2) 「2 原告らに再現を求めず警察署において事情聴取したことに違法はないこと」の第一段落から第五段落まで

全て争う。

以下のとおり、原告らに再現を求めず警察署において事情聴取した判断には合理性が無く、違法である。

ア 第二段落「原告の説明に基づく再現はできないと判断するのは当然のこと」の部分について

実際、原告ら代理人は、原告らを本件公園に連れて行き、再現をさせてみた上で、訴外男性のいう本件状況は不可能であることを確認しているのであり、「再現できない」と判断した理由、かつ、それが「当然」と主張する理由は、皆目不明である。

仮に、被告が主張するとおり、原告母が「分からない」、「電話をしていた」と述べていたとしても、訴外男性の言い分が現実的なものかについて再現を行うことに何ら支障はない。

イ 第二段落「警察署における通訳人を介した事情聴取が必要と判断した」の部分について

上記（１）のオ、カ記載のとおり、事実を明らかにするために、本件公園で再現等をさせるのではなく、警察署における事情聴取が必要と判断した理由には、何ら合理性が無い。

本件公園には、滑り台の実物があり、通訳を買って出ている訴外通訳人もいた。また、警察署で実施された通訳についても、携帯電話を利用した電話による通訳であり、警察署でなければ実施できないとは考えられない。

ウ 第二段落「その場に留まって衆目の中で原告娘に再現を求めるよりも、人目のない所内に場所を移して…（中略）…原

告らにとって負担も少ないことに配慮」の部分について

原告らは、警察署に連れて行かれるまで、滑り台で再現等をさせることもないまま1時間30分もの長時間に亘って本件公園に留め置かれている。さらに、警察署に連れて行かれた後も、トイレ休憩やおむつ替えの機会が与えられることもなく、帰宅を許さないで約3時間に亘って事情聴取（この間に、3歳の原告娘を一人にして事情聴取を行っている。）が行われている。原告らに対して身体的精神的苦痛を負わせた警察官らが、「原告らにとって負担も少ないことに配慮」したなど、全く矛盾している。

上記（1）のカ記載のとおり、仮に、原告らの不利益に配慮するのであれば、昼食も食べておらず、人種差別的言動に晒されて身体的精神的に疲弊している原告らを、その日のそのタイミングで警察署に連れて行くのではなく、後日、人の少ない時間帯に本件公園に呼んで再現等をさせるなど、他にも方法はあったはずである。

したがって、警察署に連れて行った判断には合理性が無い。

エ 第三段落、第四段落について

本件状況の推認過程が不合理であること（第三段落について）、刑事事件の捜査において、警察官がいかなる捜査をどのような手段・方法で行うかについて、一定の裁量があるとしても、本件状況の調査について、本件公園で再現等を求めることなく、警察署に原告らを連れて行ったことについて、何ら合理性が無いことは（第四段落について）、上記のとおりである。

オ 第五段落「一般的に3歳や4歳の幼児における運動発達の特性として、ぶら下がる等の身体のバランスをとる動きができるようになる」との部分について

まず、被告の引用する乙第9号証は、「ぶら下がる」という動きについて言及があるが、その解説によれば、「ぶら下がる」ことは、「幼児において獲得しておきたい」（同2頁）という「動き」であり、「幼児期の初期（3歳から4歳ごろ）では、動きに『力み』や『ぎこちなさ』が見られ」、また、「3歳から4歳ごろ」は、その「動き」が、「未熟な初期の段階」から、「次第に動き方が上手にできるようになっていく時期」でもあるとされている。

幼児の発達に個人差があることは公知の事実であるところ、乙第9号証の解説のとおり、動きに「力み」や「ぎこちなさ」が見られ、「次第に動き方が上手にできるようになっていく時期」の3歳児である原告娘が、地面から2.5メートル以上の手摺りにぶら下がり、目線が、地面から2メートル以上になる位置で、両足を持ち上げて（両足を持ち上げなければ、身体を前後に揺らすことは物理的にできない。）、身体を前後に揺らすなど、全く現実的ではないと考えるのが自然である。繰り返し述べるとおり、原告娘を滑り台の上に立たせてみれば、訴外男性の言い分の不自然性が明白に認識できたはずであった。

したがって、 警部補らが、原告娘にこれができたとの判断したのは合理性に欠けるものであり、このような不合理な判断に至ったのは、訴外男性の言い分に迎合し、歪んだ

認識と先入観を持って、原告らに原因があると決めつけたためであると考え他ない。

(2) 「2 原告らに再現を求めず警察署において事情聴取したことに違法はないこと」の第六段落について

全て争う。

なお、原告母は、警察署で生活安全相談をしたことはないし、原告娘が心理的虐待を受けていたという事実もない。

本件当日以前に、児童相談所が原告ら家族に分かる形で関与したことはない。本件当日以前に、軽度の知的障害のある原告母の長男（原告娘の兄）が、障害の特性に基づいてこだわりがある事柄について、希望通りにならなかったことで癇癪を起こして自宅で泣いて大声で騒いだところ、妹である原告娘もつられて泣いてしまったため、子どもらの大声が周囲に漏れて、第三者から通報を受けた警察が原告宅を訪問したことはあるが、この際、当然ながら、原告娘が心理的虐待を受けていたと認定されるような事態にはなっていない。

被告は、何を根拠に、いつ、いかなる事実関係を前提として、「原告娘が心理的虐待を受けていた」と主張するのか、明らかにされたい。

明確な根拠が無く、かかる主張を行っているとすれば、原告らに対する、明らかな侮辱であり、原告らの人格を不当に貶めるものであって、決して許されない。

(3) 「3 結語」について

争う。

以上